

令和3年2月25日

令和3年第2回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

議第 2 号	恵那市行政組織条例の一部改正について	5
議第 3 号	恵那市基金条例の一部改正について	7
議第 4 号	恵那市手数料条例の一部改正について	9
議第 5 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	11
議第 6 号	恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について.....	15
議第 7 号	恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について.....	17
議第 8 号	恵那市介護保険条例の一部改正について	19
議第 9 号	恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正について	21
議第 10 号	恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部改正について	41
議第 11 号	恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準等を定める条例の一部改正について.....	51
議第 12 号	恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する 基準を定める条例の一部改正について	57
議第 13 号	恵那市分担金等徴収条例の一部改正について	63
議第 14 号	恵那市畜産手数料徴収条例の一部改正について.....	65
議第 15 号	恵那市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正につ いて	69
議第 16 号	恵那市飯峽会館条例の廃止について	71
議第 17 号	恵那市ふるさと富田会館条例の廃止について	73
議第 18 号	変更契約の締結について	75
議第 19 号	財産の無償譲渡について	77
議第 20 号	財産の無償譲渡について	79
議第 21 号	恵那市副市長の選任について	81
議第 22 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	83
議第 23 号	令和 2 年度恵那市一般会計補正予算	別冊

議第 2 4 号	令和 2 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算……………	別冊
議第 2 5 号	令和 2 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算……………	別冊
議第 2 6 号	令和 2 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算……………	別冊
議第 2 7 号	令和 2 年度恵那市水道事業会計補正予算 ……………	別冊
議第 2 8 号	令和 2 年度恵那市病院事業会計補正予算 ……………	別冊
議第 2 9 号	令和 2 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算………	別冊
議第 3 0 号	令和 3 年度恵那市一般会計予算 ……………	別冊
議第 3 1 号	令和 3 年度恵那市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
議第 3 2 号	令和 3 年度恵那市介護保険事業特別会計予算 ……………	別冊
議第 3 3 号	令和 3 年度恵那市遠山財産区特別会計予算 ……………	別冊
議第 3 4 号	令和 3 年度恵那市上財産区特別会計予算 ……………	別冊
議第 3 5 号	令和 3 年度恵那市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議第 3 6 号	令和 3 年度恵那市水道事業会計予算 ……………	別冊
議第 3 7 号	令和 3 年度恵那市下水道事業会計予算 ……………	別冊
議第 3 8 号	令和 3 年度恵那市病院事業会計予算 ……………	別冊
議第 3 9 号	令和 3 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計予算……………	別冊

議第 2 号

恵那市行政組織条例の一部改正について

恵那市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

情報化の推進を総合的に推進する組織体制を整備することに伴い、総務部及びまちづくり企画部の分掌事務を改めるため、この条例を定める。

恵那市行政組織条例の一部を改正する条例

恵那市行政組織条例（平成 16 年恵那市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中 「交通安全指導に関すること。 を 「交通安全指導に
情報化の推進に関すること。」

関すること。」 に改め、同条第 2 号中 「交通施策に関すること。」 を

「交通施策に関すること。 に改める。
情報化の推進に関すること。」

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3 号

恵那市基金条例の一部改正について

恵那市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市奨学資金貸与基金の額を改めるため、この条例を定める。

恵那市基金条例の一部を改正する条例

恵那市基金条例(平成 16 年恵那市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表恵那市奨学資金貸与基金の項基金の額の欄中「310,538,942 円」を「310,301,112 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 号

恵那市手数料条例の一部改正について

恵那市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地籍調査成果の交付手数料を改めるため、この条例を定める。

恵那市手数料条例の一部を改正する条例

恵那市手数料条例（平成 16 年恵那市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

地籍調査成果の交付手数料			
公図に該当するもの	1 枚につき	300円	
公図に該当するものに対する情報	1 枚につき	300円加算	
座標値、求積	1 枚につき	300円加算	

を

「

地籍調査成果の交付手数料	1 枚につき	300円
--------------	--------	------

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料については、なお従前の例による。

議第 5 号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額の対象となる所得の基準を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 1 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 315 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第 4 条中「地方税法第 313 条第 3 項」との次に「、「110 万円」とあるのは「125 万円」と」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附則第 11 条第 1 項第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1

条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項及び附則第4条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市国民健康保険条例第18条第1項及び附則第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 6 号

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

市立恵那病院の診療科目に脳神経外科を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 239 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中 「

20 麻酔科

」 を 「

20 麻酔科
21 脳神経外科

」 に改める。

別表中 「

血圧脈波検査

」

1,500

 を 「

血圧脈波検査
ヘリコバクター・ピロリ菌 I g G 抗体検査

」

1,500
1,000

 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金については、なお従前の例による。

議第 7 号

恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

健康保険法等の一部改正に伴い、受給者証の提示方法を改めるため、この条例を定める。

恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

恵那市福祉医療費助成に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証に添えて」を「社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けた上、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 号

恵那市介護保険条例の一部改正について

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例

恵那市介護保険条例（平成 16 年恵那市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 1 号中「31,400 円」を「32,100 円」に改め、同項第 2 号中「45,400 円」を「46,400 円」に改め、同項第 3 号中「48,900 円」を「49,900 円」に改め、同項第 4 号中「65,000 円」を「66,400 円」に改め、同項第 5 号中「69,900 円」を「71,400 円」に改め、同項第 6 号中「82,400 円」を「84,200 円」に改め、同項第 7 号中「92,200 円」を「92,800 円」に改め、同項第 8 号中「113,200 円」を「115,600 円」に改め、同項第 9 号中「118,800 円」を「121,300 円」に改め、同項第 10 号中「132,800 円」を「135,600 円」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「125 万円」を「120 万円」に改め、同条第 3 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「190 万円」を「210 万円」に改め、同条第 4 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「300 万円」を「320 万円」に改め、同条第 5 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 6 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「20,900 円」を「21,400 円」に改め、同条第 7 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「34,900 円」を「35,700 円」に改める。

附則第 4 条第 1 項第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市介護保険条例第 7 条の規定は、令和 3 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 9 号

恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業に関する基準を改めるため、この条例を定める。

恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年恵那市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第 4 節 運営に関する基準（第194条―第203条） を
」
「
第 4 節 運営に関する基準（第 194 条―第 203 条） に改める。
第 10 章 雑則（第 204 条）
」

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 6 条第 5 項第 1 号中「第 137 条第 12 項」の次に「及び第 191 条第 4 項第 1 号」を加え、同項第 2 号中「いう。」の次に「第 191 条第 4 項第 2 号において同じ。」を加え、同項第 3 号中「いう。」の次に「第 191 条第 4 項第 3 号において同じ。」を加え、同項第 4 号中「いう。」の次に「第 191 条第 4 項第 4 号において同じ。」を加え、同項第 5 号中「及び第 70 条」を「、第 70 条及び第 191 条第 4 項第 5 号」に改め、同項第 6 号中「及び第 68 条第 6 項」を「、第 68 条第 6 項及び第 191 条第 4 項第 6 号」に改め、同項第 7 号中「及び第 68 条第 6 項」を「、第 68 条第 6 項及び第 191 条第 4 項第 7 号」に改め、同項第 8 号中「第 7 章まで」の次に「及び第 191 条第 4 項第 8 号」を加える。

第 31 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（8） 虐待の防止のための措置に関する事項

第 32 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随

時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 32 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 32 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 33 条に次の 2 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

4 前項第 1 号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる

ものとする。

第 34 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 39 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項に規定する協議会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第 44 条の 17 及び第 73 条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第 40 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

- 第 40 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - （2） 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - （3） 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - （4） 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第 1 号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第 44 条の 12 中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

（10） 虐待の防止のための措置に関する事項

第 44 条の 13 第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8

条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第44条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第44条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第44条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第44条の16に次の1項を加える。

- 3 前項第1号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第44条の17に次の1項を加える。

- 6 第1項に規定する協議会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第44条の20中「第34条から第38条まで、第41条」を「第32条の2、第34

条から第 38 条まで、第 40 条の 2、第 41 条及び第 197 条」に改め、「規程」と、」の次に「第 9 条第 1 項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第 44 条の 22 中「第 34 条から第 38 条まで」を「第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条の 2」に、「第 34 条に」を「第 34 条第 1 項に」に、「第 34 条中」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に、「及び第 44 条の 13 第 3 項」を「、第 44 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 44 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 44 条の 36 中「次に」を「、次に」に改め、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 44 条の 38 に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第 44 条の 40 第 1 項を次のように改める。

第 10 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条の 2、第 41 条、第 44 条の 7（第 3 項第 2 号を除く。）、第 44 条の 8 及び第 44 条の 13 から第 44 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 34 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 31 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 44 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 44 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 44 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 44 条の 18 第 4 項中「第 44 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 44 条の 28 第 4 項」と読み替えるものとする。

第 49 条第 1 項中「又は施設」の次に「(第 51 条第 1 項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 50 条第 2 項中「第 68 条第 7 項」の次に「、第 96 条第 9 項」を加える。

第 51 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第 58 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 66 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を、「規程」と、の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「第 44 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 44 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第 68 条第 6 項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第 69 条第 3 項中「第 97 条第 2 項」を「第 97 条第 3 項」に改める。

第 73 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する担当者会議の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第 86 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 87 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第 117 条第 1 項に規定する市介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保

険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第94条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第44条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第44条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第96条第1項中「除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第96条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支

援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第97条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第99条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第103条第8項中「定期的に外部の者による」を「定期的に次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第114条において準用する第44条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第103条に次の1項を加える。

- 9 第7項第1号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第107条中「密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第108条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第109条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第109条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必

要な措置を講じなければならない。

第114条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第5章第4節」と」の次に「、第44条の16第2項第1号及び第3号中、「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第124条に次の1項を加える。

- 8 第6項第1号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第131条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第132条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第132条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第135条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、同条中「随時対応型介護看護従業者」を「随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第6章第4節」と」の次に「、第44条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第137条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることに

より当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第137条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第164条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第167条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第143条に次の1項を加える。

- 8 第6項第1号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第144条に次の1項を加える。

- 13 第6項に規定する会議の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第149条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第149条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及

び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口くう衛生の管理)

第149条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口くうの健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口くう衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口くう衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第154条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第155条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第155条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第157条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第157条に次の1項を加える。

3 前項第1号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第161条第1項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第161条に次の1項を加える。

5 第1項第3号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第163条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第

40 条の 2」を、「規程」と、」の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 166 条第 1 項第 1 号ア（イ）ただし書中「おおむね 10 人以下としなければならない」を「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）を次のように改める。

（ウ） 1 の居室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

第 168 条に次の 1 項を加える。

10 第 8 項第 1 号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第 172 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（9） 虐待の防止のための措置に関する事項

第 173 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 173 条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 175 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条」の次に「、第 40 条の 2」を、「規程」と、」の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 177 条第 11 項ただし書中「前項」を「第 7 項」に改める。

第 188 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「第 40 条、第 41 条」

を「第 40 条から第 41 条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、同条後段中「第 44 条の 13」を「第 44 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 44 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 191 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として 1 以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として 1 以上確保されるために必要な数以上

第 191 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が 1 以上確保されるために必要な数以上

第 191 条に次の 5 項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第199条第9号を次のように改める。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第200条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第 200 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 201 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 203 条前段中「第 33 条」を「第 32 条の 2」に改め、同条中「、第 40 条及び第 41 条」を「及び第 40 条から第 41 条まで」に、「第 33 条及び第 34 条」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 33 条第 1 項並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 10 章 雑則

(電磁的記録等)

第 204 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 12 条第 1 項（第 44 条の 20、第 44 条の 22、第 44 条の 40、第 66 条、第 94 条、第 114 条、第 135 条、第 163 条、第 175 条、第 188 条及び前条において準用する場合を含む。）、第 101 条第 1 項、第 122 条第 1 項及び第 141 条第 1 項（第 175 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる

者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第44条の20、第44条の22、第44条の40、第66条、第94条、第114条、第135条、第163条、第175条、第188条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第31条、第44条の12（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第44条の22において準用する場合を含む。）、第44条の36、第58条、第86条（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第188条において準用する場合を含む。）、第108条、第131条、第154条、第172条及び第199条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第32条の2（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第44条の20、第44条の22、第44条の40、第66条、第

94 条、第 114 条、第 135 条、第 163 条、第 175 条、第 188 条及び第 203 条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第 4 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 33 条第 3 項（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 203 条において準用する場合を含む。）及び第 44 条の 16 第 2 項（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 44 条の 22、第 44 条の 40、第 66 条、第 94 条、第 114 条、第 175 条及び第 188 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第 5 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 44 条の 13 第 3 項（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 44 条の 22、第 44 条の 40、第 66 条、第 94 条及び第 188 条において準用する場合を含む。）、第 109 条第 3 項、第 132 条第 4 項、第 155 条第 3 項及び第 173 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第 6 条 この条例の施行の日以降、当分の間、新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 166 条第 1 項第 1 号ア（イ）の規定に基づき入居定員が 10 人超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 137 条第 1 項第 3 号ア及び第 173 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置

の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、改正前の恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第166条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第149条の2（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第175条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口くう衛生の管理に係る経過措置）

第9条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第149条の3（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第175条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第10条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第161条第1項（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第175条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

第11条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新恵那市指定地

域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 157 条第 2 項第 3 号（新恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 175 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めるものとする。

議第 10 号

恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業に関する基準を改めるため、この条例を定める。

恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年恵那市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 87 条—第 90 条）を
」

「
第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 87 条—第 90 条）に改める。
第 5 章 雑則（第 91 条）
」

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 8 条第 1 項中「又は施設」の次に「(以下第 10 条第 2 項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 9 条第 2 項中「同条第 7 項」の次に「及び第 71 条第 9 項」を加える。

第 10 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、か

つ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第 27 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 28 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 28 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 28 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 28 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 30 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 31 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次

の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第31条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 前項第1号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第39条に次の1項を加える。

- 6 第1項に規定する協議会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「もの（以下）」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するサービス担当者会議の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 65 条前段中「第 28 条」の次に「、第 28 条の 2」を加え、同条中「から第 36 条まで、第 37 条（第 4 項を除く。）」を削り、「第 39 条まで」の次に「（第 37 条第 4 項を除く。）」を、「規程」と、の次に「同項、第 28 条第 3 項及び第 4 項、第 28 条の 2 第 2 項、第 31 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 32 条第 1 項並びに第 37 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 28 条第 3 項及び第 32 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第 71 条第 1 項中「除く。」をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従事者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 71 条第 5 項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条に次の1項を加える。

- 4 前項第1号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第79条中「密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条前段中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、同条中「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条」を「第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項

並びに第 37 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 32 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第 87 条第 2 項中「定期的に外部の者による」を「定期的に次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第 39 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の 1 章を加える。

第 5 章 雑則

(電磁的記録等)

第 91 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 14 条第 1 項（第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）及び第 76 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の恵那市

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第28条の2（新恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を

定める条例第 31 条第 2 項（新恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第 5 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第 28 条第 3 項（新恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第 65 条において準用する場合を含む。）及び第 81 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議第 1 1 号

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業に関する基準を改めるため、この条例を定める。

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

「

目次中 第 6 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条） を
」

「

第 6 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 35 条） に改める。
第 7 章 雑則（第 36 条）

」

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 20 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6） 虐待の防止のための措置に関する事項

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 21 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、

利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 23 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - （2） 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - （3） 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。
- 2 前項第 1 号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員に周

知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第33条に次の1項を加える。

2 前項第9号に規定するサービス担当者会議の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」という。）

第4条第5項及び第29条の2（新恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第20条（新恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第21条の2（新恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第23条の2（新恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議第 12 号

恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を
定める条例の一部改正について

恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指
定居宅介護支援事業に関する基準を改めるため、この条例を定める。

恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成 30 年恵那市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 6 条第 2 項中「専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

第 7 条第 2 項中「等につき説明を行い、理解を得なければならない」を「、前 6 か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない」に改める。

第 16 条第 2 項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- （9） 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基

準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第 16 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項第 2 号に規定するサービス担当学会議の開催については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第 21 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7） 虐待の防止のための措置に関する事項

第 22 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 22 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 24 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

2 前項第 1 号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第 25 条に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、第 1 項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 30 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第 1 号に規定する委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

本則に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第 34 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 10 条（前条において準用する場合を含む。）及び第 16 条第 1 項第 12 号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に、「関わらず」を「かかわらず」に改め、「専門員」の次に「（主任介護支援専門員を除く。）」を加え、「第 6 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、附則に次の 1 項を加える。

3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第 6 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに介護保険法第 46 条第 1 項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第 6 条第 1 項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第 6 条第 2 項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第 1 項に規定する」とあるのは「引き続き、令和 3 年 3 月 31 日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 2 項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第21条（新恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第22条の2（新恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第24条の2（新恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議第 13 号

恵那市分担金等徴収条例の一部改正について

恵那市分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金を徴収するため、この条例を定める。

恵那市分担金等徴収条例の一部を改正する条例

恵那市分担金等徴収条例（平成 16 年恵那市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

（9） 急傾斜地崩壊対策事業

別表に次のように加える。

急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜施設	100 分の 2 以内
------------	-------	-------------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 4 号

恵那市畜産手数料徴収条例の一部改正について

恵那市畜産手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

農業災害補償法施行規則の全部改正に伴い、家畜診療手数料を改めるため、この条例を定める。

恵那市畜産手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵那市畜産手数料徴収条例（平成 16 年恵那市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

初診料	大動物	初診時	540円
診療			農業災害補償法施行規則第33条第1項及び第34条の3第1項の診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（昭和30年農林省告示第778号）により算定し、1点の単価を10円とする。ただし、薬価基準表に記載されていない医薬品を使用する場合における当該医薬品の料金については、実費を徴収する。

を

」

「

診療			農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成30年10月1日農林
----	--	--	--

に改める。

			水産省告示第2154号)により算定し、1点の単価を10円とする。ただし、薬価基準表に記載されていない医薬品を使用する場合における当該医薬品の料金については、実費を徴収する。
--	--	--	--

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 15 号

恵那市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

恵那市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年恵那市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項ただし書中「第 2 条第 9 号」を「第 2 条第 10 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議第 16 号

恵那市飯峡会館条例の廃止について

恵那市飯峡会館条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

飯峡会館を廃止するため、この条例を定める。

恵那市飯峡会館条例を廃止する条例

恵那市飯峡会館条例（平成 16 年恵那市条例第 137 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議第 17 号

恵那市ふるさと富田会館条例の廃止について

恵那市ふるさと富田会館条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

ふるさと富田会館を廃止するため、この条例を定める。

恵那市ふるさと富田会館条例を廃止する条例

恵那市ふるさと富田会館条例（平成 16 年恵那市条例第 138 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議第 18 号

変更契約の締結について

次のとおり変更契約を締結することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 42 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 社総 長島町 255 号線（中央工区）道路改良工事 |
| 2 契約金額 | 22,939,400 円の減額
(変更前 176,000,000 円)
変更後 153,060,600 円 |
| 3 契約の相手方 | 恵那市長島町久須見 1795
田口建設株式会社
代表取締役 田口 進 |

議第 19 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 譲渡する財産

土 地

所在地番	地 目	面 積 (㎡)
恵那市岩村町飯羽間 2 6 0 1 番 3	宅地	3, 2 2 2. 0 3

建 物

所在	構 造	床面積 (㎡)
恵那市岩村町飯羽間 2 6 0 1 番地 3	鉄骨造平家建	3 5 7. 6 9

2 譲渡する相手方 恵那市岩村町飯羽間 2 6 0 1 番地 3

岩村町飯羽間 3 区自治振興会

代表者 山内 克郎

3 譲渡する理由 飯峡会館の用途廃止に伴い、認可地縁団体に土地及び建物を譲渡するため、議会の議決を求める。

議第 20 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 譲渡する財産

土 地

所在地番	地 目	面 積 (㎡)
恵那市岩村町富田 1 9 1 6 番 3	宅地	2, 4 1 5. 2 6

建 物

所在	構 造	床面積 (㎡)
恵那市岩村町富田 1 9 1 6 番地 3	鉄骨造平家建	4 8 5. 3 7

2 譲渡する相手方 恵那市岩村町富田 1 9 1 6 番地 3

ふるさと富田振興会

代表者 山本 耕嗣

3 譲渡する理由 ふるさと富田会館の用途廃止に伴い、認可地縁団体に土地及び建物を譲渡するため、議会の議決を求める。

議第 2 1 号

恵那市副市長の選任について

次の者を恵那市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 大塩 康彦
生年月日

議第 2 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 千藤 彰将
生年月日

（提案理由）

現委員である丸山年道氏の任期満了に伴い、新たに千藤彰将氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

